

公募名	飛島ふ頭第2貯木場埋立地E区画売却募集
-----	---------------------

番号	ページなど	質問	回答欄
1	7 ページ	緑地率や基準等に制限はありますでしょうか。 (港営部 海務課 規制係が質問窓口でしょうか。)	各種法令等の規制については、関係機関にご確認ください。
2	9 ページ	契約締結日から10年間の期間中、一部面積の転貸は可能でしょうか。 例 作業会社等への用地転貸	9 ページ「(8) 譲渡等の制限」に記載のとおりです。
3	22 ページ	公平性を保つため、全ての応募者の審査結果(評価点)を公表していただけますでしょうか。	23 ページ「4 購入予定者の決定」に記載のとおりであり、公平性を保つため、外部有識者の委員で構成する委員会を設置しております。
4	図1～3	当該地南側の計画道路は事業開始にあたり使用することは可能でしょうか。 また、ふ頭間道路(計画)の現時点での完成予定はいつでしょうか。	現時点で、図3「計画道路敷」の使用の可否について、回答できる事項はありません。 図1「ふ頭間道路(計画)」の完成予定は、未定です。
5	3 ページ	建ぺい率が60%とありますが、南面が計画道路とした場合に角地緩和で建ぺい率70%と考えて宜しいでしょうか	各種法令等の規制については、関係機関にご確認ください。

6	3 ページ	管理地の維持管理は図面の青表記部分のみでしょうか。 北側道路岸壁まで含まれるのでしょうか。	管理地は、図3記載のとおりです。 貯木場護岸は含まれません。
7	3 ページ	敷地の管理にあたり、管理地を含めフェンスの設置しても宜しいでしょうか。	管理地に堅固な工作物は設置できません。 管理地に工作物を設置しようとするときは、参考資料2「維持管理協定書」第4条に記載の通り、事前に協議してください。
8	3 ページ	維持管理に関する点検義務にあたり、点検項目や管理基準がわかる点検表をご提示願えないでしょうか。	点検項目や管理基準がわかる点検表はありません。 参考資料2「維持管理協定書」第5条及び第6条に記載の維持管理を自主的に行ってください。
9	3 ページ	参考資料2に（道路敷の維持管理）と（擁壁の維持管理）とあります。北側の道路敷も管理対象となるのでしょうか。	管理対象となりません。
10	4 ページ	接道が東面道路のみとなっていますが、南側の計画道路も接道として車両乗り入れを計画しても宜しいでしょうか。	接道については、4 ページ「3 接道等の状況」のとおりです。 現時点で、図3「計画道路敷」の使用の可否について、回答できる事項はありません。